改正の概要

部課名：総務部 総務課

1　件名

那覇港管理組合建設工事請負契約約款の一部を改正する

2　改正の経緯及び必要性

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条において、国土交通省に設置された中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款等を作成し、その実施を勧告することができると規定している。

(2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 49 号）により、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）を一体として改正した「第３次・担い手３法」が、令和７年 12 月 12 日に全面施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会が令和７年 12 月２日に公共工事標準請負契約約款を改正し、その実施を勧告した。

(3) (2)を踏まえ、当組合では、令和８年４月に建設工事請負契約約款を改正するとともに、労務費等を請負代金内訳書に明示する規定及び適正な労務費の確保等に関する規定については、令和８年５月から 10 月までを建設事業者への周知期間としたうえで、改めて同契約約款の改正を行うこととした。

3　改正案の概要

(1) 約款第１条の条文中の「請負者」を「受注者」へ変更する。

(2) 請負代金内訳書に明示する事項に労務費等を加えるとともに、請負代金内訳書を発注者に提出することとする。（約款第３条関係）

(3) 適正な労務費の確保等に関する規定を定める（コミットメント条項の新設）。（約款第３条の２条関係）

(4) この改正後約款は、令和８年 10 月 16 日に施行する。

(5) 経過措置として、改正後の建設工事請負契約約款の規定は、令和８年 10 月１日以降に入札公告又は指名通知した案件、かつ、令和８年 11 月１日以降に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

4　根拠法令等

(1) 建設業法第 34 条

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第３条及び 12 条

(3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第３条及び第８条

(4) 那覇港管理組合契約規則（平成 14 年規則第 13 号）第２条